

第1期中期目標期間の業務実績に対する総合機構の評価結果一覧

中期計画・年度計画上の区分	評価対象区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	最終評価
		実績 委員会評価	実績 委員会評価	実績 委員会評価	実績 委員会評価	実績 委員会評価	
第1 法人全体の業務運営の改善に関する事項及び国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1) 効率的かつ機動的な業務運営	1 目標管理による業務運営・トップマネジメント	A	A	A	A	A	A
	2 審議機関の設置による透明性の確保	A	A	A	A	A	A
(2) 業務運営の効率化に伴う経費節減等	3 各種経費節減	A	A	A	A	A	A
	4 拠出金の徴収及び管理	A	A	A	B	A	A
(3) 国民に対するサービスの向上	5 相談体制の整備、業務内容の公表等	A	A	B	A	A	A
第2 部門毎の業務運営の改善に関する事項及び国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
1 健康被害救済給付業務							
(1) 制度に関する情報提供の拡充及び見直しに係る目標を達成するためにとるべき措置	6 救済制度の情報提供、相談体制の充実	A	A	A	A	A	A
(2) 制度周知のための広報活動の積極的実施に係る目標を達成するためにとるべき措置							
(3) 相談窓口の拡充に係る目標を達成するためにとるべき措置							
(4) 情報のデータベース化による一元管理に係る目標を達成するためにとるべき措置	7 業務の迅速な処理及び体制整備	C	B	S	A	A	A
(5) 事実関係の調査等による請求事案の迅速な処理に係る目標を達成するためにとるべき措置							
(6) 部門間の連携を通じた適切な情報伝達の推進に係る目標を達成するためにとるべき措置	8 部門間の連携及び被害実態調査の実施	A	A	A	A	A	A
(7) 被害実態等に関する調査の実施に関する検討に係る目標を達成するためにとるべき措置							
(8) スモン患者及び血液製剤によるHIV感染者等に対する受託支払業務等の適切な実施に係る目標を達成するためにとるべき措置	9 スモン患者及び血液製剤によるHIV感染者等に対する受託支払業務等の実施	A	A	A	A	A	A
(9) 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅲ因子製剤による○型肝炎感染被害者に対する給付業務等の適切な実施に係る目標を達成するためにとるべき措置							
2 審査等業務及び安全対策業務							
(1) 先進的な医薬品・医療機器に対するアクセスの迅速化に係る目標を達成するためにとるべき措置	10 業務の迅速な処理及び体制整備(医薬品)	A	A	A	B	B	A
	11 業務の迅速な処理及び体制整備(医療機器)	B	A	A	B	A	B
	12 業務の迅速な処理及び体制整備(治験相談)	C	B	B	A	A	B
(2) 審査等業務及び安全対策業務の信頼性の向上に係る目標を達成するためにとるべき措置	13 審査等業務及び安全業務の質の向上	A	A	A	A	A	A
	14 適正な治験の普及等	A	A	A	A	A	A
	15 審査等業務及び安全業務の透明化の推進等	A	A	A	A	A	A
(3) 情報管理及び危機管理体制の強化に係る目標を達成するためにとるべき措置	16 副作用等の情報の収集	A	A	A	A	A	A
	17 企業、医療関係者への安全性情報の提供	A	A	A	A	A	A
	18 患者、一般消費者への安全性情報の提供	A	A	A	A	A	A
第3 予算、収支計画及び資金計画	19 予算、収支計画及び資金計画	A	B	A	A	A	A
第4 短期借入金の限度額							
第5 重要な財産の譲渡、担保に供するときの計画							
第6 剰余金の使途							
第7 その他主務省令で定める業務に関する事項							
(1) 人事に関する事項	20 人事に関する事項及びセキュリティの確保	A	A	A	A	A	A
(2) セキュリティの確保							

厚生労働省独立行政法人の業務実績の評価基準:

S	中期計画を大幅に上回っている	0	0	1	0	0	0
A	中期計画を上回っている	17	17	17	17	19	18
B	中期計画を概ね達成している	1	3	2	3	1	2
C	中期計画をやや下回っている	2	0	0	0	0	0
D	中期計画を下回っており、大幅な改善が必要	0	0	0	0	0	0